

(健Ⅱ446)
令和3年1月22日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公印省略)

「精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について」
の一部改正等について

今般、厚生労働省より、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条第1項の規定に基づく精神保健指定医の指定の申請等に関連する下記通知の一部改正について、各都道府県等宛に別添のとおり通知が発出され、本会へも周知方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

主な改正内容は、精神保健指定医の申請時に必要となる各種様式等について、押印を要しないこととするもので、その他の改正箇所につきましては別添新旧対照表のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管内郡市区医師会及び関係医療機関への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について」
(平成30年12月6日障発1206第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
2. 「精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領」
(平成8年3月21日付け健医精発第20号厚生省保健医療局精神保健福祉課長通知)
3. 「精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について」
(平成26年2月18日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡)

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 7 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

「精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について」の
一部改正について

日頃より、精神保健福祉行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1
項の規定による精神保健指定医の指定の申請等に関連する以下の通知を一部改
正し、別添のとおり都道府県・指定都市宛てに送付しましたので、お知らせいた
します。

貴団体におかれましては、傘下の関係機関に対し、周知方よろしく願いいた
します。

- 「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について」（平成30
年12月6日障発1206第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- 「精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領」（平成8年3月21日付け健
医精発第20号厚生省保健医療局精神保健福祉課長通知）
- 「精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について」（平成26年
2月18日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡）

障 発 1206 第 3 号
平成30年12月 6 日
一部改正 障 発 0528 第 5 号
令和元年 5 月28日
一部改正 障 発 1225 第 1 号
令和 2 年12月25日

各都道府県知事・指定都市の長 殿

厚 生 労 働 省
社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について

精神保健指定医の新規申請等に係る事務については、「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領について」（平成22年障精発0208第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知。以下「現行通知」という。）により行われてきたところであるが、今般、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める精神障害及び程度」（昭和63年厚生省告示第124号）の一部改正に伴い、精神保健指定医の新規指定に係る事務の適切な実施の観点から、現行通知を廃止し、別紙のとおり新たに制定することとしたので、適切な運用に努められるとともに、精神保健指定医等関係者に対しても周知徹底方お取り計らい願いたい。

ただし、本通知は平成31年7月1日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

別紙

精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領

1 精神科実務経験及び医療実務経験について

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項第 2 号に規定する「精神障害の診断又は治療に従事した経験」（以下「精神科実務経験」という。）については、精神保健指定医制度の趣旨にかんがみ、自ら精神障害者の診断又は治療に当たるなかで、患者の人権や個人としての尊厳に配慮した精神医学的経験を有することを精神保健指定医（以下「指定医」という。）の指定要件とすることとしたものであり、その期間については 3 年以上とされている。

- (2) 精神科実務経験は、精神科を標榜している医療機関（平成 20 年 3 月 31 日現在神経科を標榜している医療機関を含む。）において行った精神障害者の診断又は治療が主に考えられる。

ただし、当分の間、精神科の診療に相当の経験を有する医師の配置が法律等により定められている施設において常勤の医師として行った診断又は治療についても、これに含まれるものとする。なお、この施設について問合わせ等があった場合には、本職と十分調整されたい。

- (3) 精神科実務経験の期間については、以下に示した算定方法により算定するものとする。

ア 精神科実務経験の期間については、1 週間に 4 日以上精神障害者の診断又は治療に当たっている期間を算定対象とすること。

イ アにいう「4 日以上」の算定は、外来又は病棟において、精神障害者の診断又は治療に 1 日おおむね 8 時間以上当たった日について行う。

なお、診断又は治療に関して通常行われる症例検討会、抄読会等への参加は、これに算入できる。

ウ デイ・ケア、ナイト・ケア、デイ・ナイト・ケア又はショート・ケアに従事した時間及び期間については、精神科実務経験の期間に算入できる。また、精神保健福祉センター、保健所において嘱託医として精神障害者に対する相談業務に従事した時間についても、これに算入できる。

エ 当直のみをする時間及び期間については、精神科実務経験の期間に算入できない。

オ 動物実験等に携わる時間及び期間は、精神科実務経験の期間に算入できない。

カ 精神医学を専攻する大学院生にあっては、副科目及び選択科目の履修や研究のために、精神障害者の診断又は治療を行わない時間及び期間が

生じるが、この時間及び期間は、精神科実務経験の期間に算入できない。

キ 外国留学等外国において精神障害者の診断又は治療に当たった場合においては、この時間及び期間は、精神科実務経験の期間に算入できる。

- (4) 法第 18 条第 1 項第 1 号に規定する「診断又は治療に従事した経験」（以下「医療実務経験」という。）の期間の算定については、(3)の精神科実務経験の期間の算定方法に準じることとする。

また、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修において、保健所等で業務に従事した場合に、この時間及び期間は医療実務経験の期間に算入できる。

2 指定医の指定申請時に提出するケースレポートについて

- (1) 法第 18 条第 1 項第 3 号及び同号に基づく厚生省告示(昭和 63 年 4 月厚生省告示第 124 号。以下「精神科実務経験告示」という。)に規定する「診断又は治療に従事した経験」については、原則として、指定医の指定申請時に提出する上記経験を有することを証する書面（以下「ケースレポート」という。）及び口頭試問により、指定医として必要とされる法的、医学的知識及び技能を有しているかについて確認するものとする。ケースレポートについては、(2)に定める事項に従い記載し、申請書に添付して、申請するものとする。

また、精神科実務経験告示は、指定医としての指定要件として必要最小限の症例数を定めたものであり、指定医の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、3 年間の精神科実務経験の中においては任意入院者を含めてこれ以上の症例を積極的に取り扱うことが望ましい。

- (2) ケースレポートの対象となる症例については、以下によるものとする。

ア 精神科実務経験告示に定める 5 例以上の症例については、精神病床を有する医療機関において常時勤務（1 (3) ア及びイに該当するものをいう。）し、3 の指導医の指導のもとに自ら担当として診断又は治療等に十分な関わりを持った症例について報告するものであり、入院中においては、少なくとも 1 週間に 4 日以上、当該患者について診療に従事したものでなければならない。

注 ケースレポートは法第 18 条第 1 項第 3 号に定める「診断又は治療に従事した経験」を確認するものであることから、「診断又は治療」自体に該当しない、「診断又は治療」に付随する行為（カンファレンスへの参加、他医師の診療への単なる同席等）を行っていただけでは、「自ら担当として診断又は治療等に十分な関わりを持った症例」とは認められない。

イ 原則として、当該患者の入院から退院までの期間、継続して診療に従事

した症例をケースレポートの対象とする。

注1 入院形態の変更は、変更前の入院形態については退院と、変更後の入院形態については入院とみなすものとする。

注2 同一の入院形態のままの転院は転院以前の医療機関では退院とみなさないものとする。（「症状性を含む器質性精神障害（老年期認知症を除く。）」及び「精神作用物質使用による精神及び行動の障害（依存症に係るものに限る。）」については、キを参照すること。）なお、転院先においては入院とみなすものとする。

ウ 入院が長期にわたる場合は、入院から3ヶ月以上継続して当該診療に従事した症例、既に入院している患者については新たに担当として診療に従事して退院まで引き続き当該診療に従事し、その期間が3ヶ月以上である場合において、それぞれケースレポートの対象とすることができるものとする。

エ ケースレポートの対象となる症例は、措置入院者に係るもの又は医療保護入院者に係るものに限る。また、措置入院者に係る症例及び医療保護入院者に係る症例を必ず各1例以上含まなければならない。ただし、措置入院者に係る症例を必須とするのは令和4年7月1日申請分以降とし、同年6月30日以前の申請については当該症例を含むことが望ましいものとする。

オ 医療保護入院者に係る症例については、入院時から担当し、かつ入院時の指定医診察に立ち会った症例を必ず1例以上含まなければならない。ただし、当該症例を必須とするのは令和4年7月1日申請分以降とし、同年6月30日以前の申請については当該症例を含むことが望ましいものとする。

カ 医療保護入院又は措置入院（以下「医療保護入院等」という。）の途中から担当し、任意入院に入院形態が変更された後も退院まで引き続き診療に従事した症例については、当該医療保護入院等の担当開始から入院形態の変更までの期間が1ヶ月を経過し、さらに任意入院の期間を足して3ヶ月以上になる場合において、ケースレポートの対象とすることができるものとする。

また、措置入院の途中から担当し、医療保護入院に入院形態が変更された後も退院まで引き続き診療に従事した症例についても、当該措置入院の担当開始から入院形態の変更までの期間が1ヶ月を経過し、さらに医療保護入院の期間を足して3ヶ月以上になる場合において、措置入院の症例としてケースレポートの対象とすることができるものとする。

キ 「症状性を含む器質性精神障害（老年期認知症を除く。）」及び「精神作用物質使用による精神及び行動の障害（依存症に係るものに限る。）」

については、イの注2の規定に関わらず、入院から3ヶ月以内に同一の入院形態のまま転院が行われた症例であっても、ケースレポートの対象とすることができるものとする。

ク イ、ウ、カ及びキについては、別紙1「ケースレポートの対象となる診療期間の条件」を参照すること。

ケ 指定医の申請時から7年より前に診療に従事した症例についてケースレポートを作成することは認められない。ただし申請時から7年より前に診療を開始した症例であっても、申請前7年以内においても引き続き当該診療に従事した症例については、ケースレポートの対象とすることができる。

コ 提出するケースレポートのうち1例以上は、申請前1年以内に診療を開始した症例とする。ただし、当該症例を必須とするのは令和4年7月1日申請分以降とし、同年6月30日以前の申請については当該症例を含むことが望ましいものとする。

注1 当該症例を取り扱った後、やむを得ない理由により診断又は治療に従事できない期間があると認められる場合には、申請前1年を計算する際に当該期間を除くものとする。

注2 やむを得ない理由については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に規定する育児休業若しくは介護休業、産前産後休業又は長期の病気療養等とし、診断又は治療に従事できない期間として除くことができる期間は1ヶ月以上2年以内を基本とする。

サ 提出するケースレポートのうち2例以上は、申請日の1年前の日より前に診療を開始した症例とする。ただし、当該症例を必須とするのは令和4年7月1日申請分以降とし、同年6月30日以前の申請については当該症例を2例以上含むことが望ましいものとする。

シ 提出するケースレポートのうち1例以上は、医療保護入院等から任意入院に入院形態を変更後、申請者が、当該患者に対して任意入院による治療を行ったものが望ましい。なお、この場合において、任意入院の期間は問わない（カの場合を除く。）。

ス 提出するケースレポートのうち1例以上は、申請者が、措置入院者又は医療保護入院者の退院後に、当該患者に対して通院治療を行ったものであることが望ましい。なお、この場合において、通院治療の期間がおおむね1ヶ月以上であることが望ましい。

セ 医療保護入院等から任意入院に入院形態が変更された後、退院後の通院治療をおおむね1ヶ月以上行った症例については、任意入院に移行した症例かつ退院後の通院治療を行った症例としてケースレポートの対象と

することができる。

ソ 同一症例について、入院期間のうちの同一の期間に関して複数の医師がケースレポートを作成すること（申請時期が異なる場合も含む。）は認められない。

3 指導医について

（1）指導医は次のア及びイの要件を満たす指定医とする。ただし、アについては、申請者が令和7年7月以降に担当を開始した症例の指導医に限るものとする。

ア 法第19条第1項に規定する研修を受けていること（指定後最初の同研修を受けるまでに指定医の職務を停止されていた期間がある場合は指定後二度目の同研修を受けていることとする。）。

イ ケースレポートに係る症例の診断又は治療について申請者を指導した期間において、当該申請者が勤務する医療機関において法第19条の5に規定する常時勤務する指定医であること。

（2）指導医は以下の役割を担うものとする。

ア ケースレポートに係る症例の診断又は治療について申請者を指導すること。

イ ケースレポートの作成に当たり、申請者への適切な指導及びケースレポートの内容の確認を行うこと。

ウ ア及びイの指導及び確認を行ったことの証明をすること。

なお、当該証明の対象には、ケースレポートの症例について、

① 申請者が担当として診断又は治療等に十分な関わりを持っていること

② 当該症例を、医療保護入院の症例であって、入院時から担当し、かつ、入院時の指定医診察に立ち会った症例として申請する場合には、申請者が入院時の指定医診察に立ち会っているものであることも含まれる。

（3）その他

ア 診療期間の途中で指導医が交代した場合、当該ケースレポートに係る全ての指導医の氏名と指導期間をケースレポートの別添様式3-1中⑪に記載すること。

イ その場合、原則として、別添様式3-1中⑦のケースレポートの対象とする期間中の最後に指導した指導医が当該ケースレポートの内容について確認を行い、指導の証明を行うこと。

なお、証明を行う指導医は、申請者が、指導医の指導のもとに自ら担当として診断又は治療等に十分な関わりを持っているか、医療保護入院の入

院時の指定医診察に立ち会っているかについて、他の指導医が指導した期間についても当該指導医に連絡する等により確認を行うこと。

ウ 2(2)スの退院後の通院治療を行った症例について、入院期間中の指導医と通院治療時の指導医が異なる場合には、入院期間中の最後に指導した指導医と通院治療時に指導した指導医がそれぞれ指導の証明を行うこと。

4 口頭試問の実施について

ケースレポートの書面審査の後、原則として、法第18条第1項第3号及び精神科実務経験告示に規定する「診断又は治療に従事した経験」並びに法第19条の4に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有しているかについて、口頭試問で確認するものとする。

なお、口頭試問の実施についての詳細は別途通知する。

5 ケースレポート及び口頭試問の評価基準について

ケースレポートと口頭試問については、医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会において、別紙2のとおり「ケースレポート及び口頭試問の評価基準」がとりまとめられているので、申請の際に参考とすること。

なお、当該評価基準においては、特に、18歳未満の症例、任意入院に移行した症例又は退院後に通院による治療を行った症例の提出がない場合には、口頭試問において、これらを行うに当たっての一般的な留意点について確認を行う旨記載されていることに留意すること。

6 指定医の指定に係るその他の事項について

(1) 指定医の指定申請を行おうとする者は、別添様式1-1に定める精神保健指定医指定申請書に、以下の書類等を添付して、住所地の都道府県知事又は指定都市の長に提出するものとする。

- ① 履歴書（申請前6ヶ月以内に上半身脱帽で撮影された、縦40ミリメートル、横30ミリメートル以上の大きさの写真を貼付すること。なお、写真の裏面に撮影年月日及び氏名を記載しておくこと。）
- ② 医師免許証の写し
- ③ 5年以上診断又は治療に従事したことを証する施設管理者による実務経験証明書（別添様式2-1及び2-2。大学院生又は文部科学教官については、学長又は学部長の証明によるものとする。④において同じ。ただし、大学院に籍を置き、研修等のため他の施設で診断又は治療に従事した場合は、当該施設の管理者の証明でも認めることとする。）
- ④ 3年以上の精神科実務経験を有することを証する施設管理者による実

務経験証明書（別添様式 2－1 及び 2－2）

- ⑤ ケースレポート（別添様式 3－1 により各症例 5 通（原本 1 通及び複写 4 通）を提出すること。文字数は別添様式 3－1 を参照。原則としてワードプロセッサで作成すること。なお、ケースレポートの症例は、疾病及び関連保健問題の国際統計分類第 10 回改訂版における「精神および行動の障害」の規定に基づき、第 1 症例は「症状性を含む器質性精神障害」（F0）、第 2 症例は「精神作用物質使用による精神及び行動の障害」（F1）（依存症に係るものに限る。）、第 3 症例は「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」（F2）、第 4 症例は「気分（感情）障害」（F3）、第 5 症例は「神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害」（F4）、「生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群」（F5）、「成人の人格及び行動の障害」（F6）、「知的障害（精神遅滞）」（F7）、「心理的発達障害」（F8）又は「小児（児童）期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害」（F90-F98）のいずれかとすること。）
 - ⑥ ケースレポート一覧表（別添様式 3－2）
 - ⑦ 申請前 1 年以内に従事した症例に関して、やむを得ない理由があることを証明する書類（該当者のみ）
 - ⑧ 法第 18 条第 1 項第 4 号に規定する研修の課程を修了したことを証する書面の写し
 - ⑨ 写真（大きさは縦 50 ミリメートル、横 40 ミリメートルとし、申請前 6 ヶ月以内に上半身脱帽で撮影されたもの。なお、裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、①の履歴書に添付する写真とは別に提出すること。）
 - ⑩ ⑧が交付された後に氏名が変更された場合は、本人であることを証明する書類（戸籍抄本等）の写し
 - ⑪ 指導医が法第 19 条第 1 項に規定する研修を修了したことを証する書面の写し（症例の指導期間より前のものを提出すること。なお、ケースレポートに係る症例に関わった全ての指導医について提出すること。）
 - ⑫ 指導医がケースレポートを指導していた医療機関において常時勤務していたことを証する施設管理者による常時勤務証明書（別添様式 4。なお、当該証明書はケースレポートに係る症例に関わった全ての指導医について提出すること。）
- （2）法第 19 条第 2 項の規定により指定の効力が失効した日から起算して 1 年を超えない期間に指定医の指定に係る申請を行おうとする者は、(1)にかかわらず、法第 19 条第 1 項に規定する研修を受講した上で、別添様式 1－2 に定める精神保健指定医指定申請書（失効後一年未満）に、(1)①、②、⑨及び⑩の書類等、法第 19 条第 1 項に規定する研修を修了したことを証する書面の写し並びに失効した指定医証を添付して、住所地の都道府県知事又

は指定都市の長に提出すること。

- (3) 指定医の指定は、医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会の意見を求め、その結果に基づいて行うこととされているが、申請者から提出されたケースレポートの内容が十分ではなく、精神科実務経験告示に定める「診断又は治療に従事した経験」を満たしているか否かについて適正な審査が行えない場合においては、当該「診断又は治療に従事した経験」のうち具体的な症例について、関連する診療録の提出や申請者自らが担当した他の症例のケースレポートの提出を求めることがある。
- (4) 指定医の指定申請において疑義が生じた場合、本職の求めに応じて、各都道府県・指定都市精神保健福祉担当課及び医療機関は、指導医の指導状況と合わせて調査の上、その結果の報告に協力するよう努めること。
- (5) 精神保健指定医指定申請書に記載された個人情報については、精神保健指定医の指定や、法施行規則第4条の12第1項に規定された指定後の研修の通知など、精神保健指定医制度の運用のためのみに利用する。

7 研修について

法第18条第1項第4号及び第19条第1項に規定する研修については、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う。

8 指定後における事務取扱いについて

- (1) 指定医に対して指定医証を交付した都道府県知事又は指定都市の長は、受領書を受けるなど交付した旨が明らかになるようにしておくこと。なお、受領書を受けた場合に、これを本職に提出する必要はない。
また、都道府県知事又は指定都市の長は、医療機関の管理者に対して、各年度当初に当該医療機関に勤務する指定医の指定医証の有効期限について確認をするよう促すこと。さらに、都道府県知事又は指定都市の長は、指定医が公務員としての職務を行う立場にあることを踏まえ、公務員としての職務を行う可能性のある指定医について、各年度当初に指定医証の有効期限を確認するよう努めること。
- (2) 指定医は自らの責任のもと指定医証を管理することとし、指定医証の有効期限についても十分注意すること。なお、指定医証の有効期限が切れている状態（6(2)に規定する申請を行い、再度指定医として指定されるまでの間を含む。）で行った指定医の職務行為は取り消しうるものとなる。
- (3) 指定医は措置入院を行うに当たっての判断や行動制限など、私人に対する権利の制限にたずさわる立場にあることを踏まえ、その職務を行う際にはいつでも指定医証を提示できる状態にしておくよう努めること。
- (4) 指定医は、指定医証の記載事項に変更のあるとき又は住所地に変更のある

ときは、その旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ること。

なお、指定医証の記載事項に変更のあるときは、指定医証を添付すること。

- (5) 指定医は、指定医証を紛失し又はき損したときは、その旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ること。

なお、き損のときは指定医証を添付すること。

- (6) 指定医は、指定医の指定を取り消されたとき又は期間を定めてその職務の停止を命ぜられたときは、速やかに指定医証を都道府県知事又は指定都市の長を経由して厚生労働大臣に返納すること。

障 発 1225 第 1 号
令和 2 年 12 月 25 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

押印を求める手続の見直しのための通知様式等の改正について

現在、政府においては、「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）を踏まえ、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について、当該押印による手続負担の軽減等を図る観点から、順次、押印の廃止等行政手続の見直しを進めているところです。

これに伴い、当職から発せられた通知により定めている様式等においても、様式中の「㊤」を削る等、所要の改正を行うこととします。

については、改正後の様式等について下記のとおりとしますので、御了知の上、管内市町村（特別区含む。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、適切に対応方御配慮いただくようお願いいたします。

また、当部所管の法令に基づいて貴団体が実施する手続のうち、関係法令や当職から発せられた通知とは別に独自に定められている様式等において、国民や事業者等の押印等を求めているものについては、「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」（令和 2 年 12 月 18 日付け規制改革・行政改革担当大臣通知）及び本通知を参考として、押印の見直しに積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、その他当部から発出している課長通知、事務連絡に定める様式等の改正についても、別途通知、事務連絡の発出により行う予定であることを申し添えます。

記

第 1 「仮退院患者の経過観察に要する経費について」等の一部改正

次に掲げる様式の規定中「㊤」を削る。

1. 「仮退院患者の経過観察に要する経費について」（昭和 38 年 7 月 18 日衛発第 568 号厚生省公衆衛生局長通知）精神障害者仮退院許可申請書
2. 「心身障害者扶養共済制度条例施行規則準則」（昭和 45 年 1 月 31 日児発第 40 号厚生省児童家庭局長通知）様式第 3 号及び様式第 24 号
3. 「沖縄における精神障害者医療費特別公費負担の事務取扱いについて」（昭和 47 年 5 月 15 日衛発第 290 号厚生省公衆衛生局長通知）様式第二号（一）から様式第四号まで
4. 「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和 60 年 12 月

28 日社更 162 号厚生省社会局長通知) 様式第 1 号、様式第 3 号から様式第 5 号まで、様式第 7 号、様式第 9 号、様式第 11 号から様式第 13 号まで及び様式第 15 号

5. 「口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能の障害に関する歯科医師の診断及び意見の取扱いについて」(平成 15 年 1 月 10 日障発 0110002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 別紙
6. 「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」(平成 21 年 12 月 24 日障発 1224 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 様式第 1 及び様式第 9
7. 「補装具費支給事務取扱指針について」の制定について」(平成 30 年 3 月 23 日障発 0323 第 31 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 別添様式例第 6 号、別添様式例第 8 (1) 号及び別添様式例第 8 (3) 号

第 2 「心身障害者扶養共済制度条例施行規則準則」等の一部改正

次に掲げる様式の規定中「印」を削る。

1. 「心身障害者扶養共済制度条例施行規則準則」(昭和 45 年 1 月 31 日児発第 40 号厚生省児童家庭局長通知) 様式第 22 号、様式第 23 号、様式第 25 号及び様式第 26 号
2. 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定について」(昭和 50 年 9 月 5 日児発第 576 号厚生省児童家庭局長通知) 様式第 1 号から様式第 8 号まで
3. 「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」(昭和 60 年 12 月 28 日社更 162 号厚生省社会局長通知) 様式第 2 号、様式第 6 号、様式第 8 号、様式第 10 号、様式第 14 号及び様式第 16 号
4. 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三三条第三項に基づき医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について」(昭和 63 年 6 月 22 日健医発第 743 号厚生省保健医療局長通知) 様式 1
5. 「自立支援医療(育成医療・更生医療)の給付に係る診療報酬等の審査及び支払に関する事務の国民健康保険団体連合会への委託について」(平成 5 年 2 月 15 日社援更第 25 号厚生省社会・援護局長通知) 別紙覚書例
6. 「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」(平成 7 年 9 月 12 日健医発第 1132 号厚生省保健医療局長通知) 様式 1 及び様式 7
7. 「自立支援医療費の支給認定について」(平成 18 年 3 月 3 日障発第 0303002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 別紙様式第 4 号及び別紙様式第 7 号
8. 「就労継続支援 A 型事業における利用者負担軽減事業実施要綱について」(平成 19 年 7 月 31 日障発 0731001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 様式 1 から様式 3 まで
9. 「自立支援医療(育成医療・更生医療)の支給に係る診療(調剤)報酬の審査及び支払に関する事務の社会保険診療報酬支払基金への委託要領」(平成 24 年 3 月 22 日社援発 0322 第 4 号厚生労働省社会・援護局長通知) 別紙 2 及び別紙 4

第3 「精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針について」の一部改正
次に掲げる様式の規定中「図」を削る。

1. 「精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針について」（平成23年8月5日障発0805第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）様式2から様式4まで

第4 「心身障害者扶養共済制度条例施行規則準則」等の改正

1. 「心身障害者扶養共済制度条例施行規則準則」（昭和45年1月31日児発第40号厚生省児童家庭局長通知）様式第1号、様式第7号、様式第13号、様式第16号、様式第19号及び様式第21号を別添1から別添6までのように改める。
2. 「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）別添様式を別添7のように改める。
3. 「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知）別紙様式2を別添8のように改める。
4. 「自立支援医療費の支給認定について」（平成18年3月3日障発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙様式第1号、別紙様式第2号、別紙様式第5号及び別紙様式第8号を別添9から別添12までのように改める。
5. 「自立支援医療（育成医療・更生医療）の支給に係る診療（調剤）報酬の審査及び支払に関する事務の社会保険診療報酬支払基金への委託要領」（平成24年3月22日社援発0322第4号厚生労働省社会・援護局長通知）別紙1及び別紙3を別添13及び別添14のように改める。
6. 「障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」（平成24年3月30日障発0330第32号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙様式4（別添）及び別紙様式5（別添）を別添15及び別添16のように改める。
7. 「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について」（平成30年12月6日付け障発1206第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙、様式1-1から様式4までを別添17から別添24までのように改める。
8. 「精神保健福祉士養成課程におけるソーシャルワーク実習を行う実習施設等の範囲について」（令和2年3月6日障発0306第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別記様式を別添25のように改める。

第5 経過措置

1. この通知による改正前のそれぞれの通知で定める様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後のそれぞれの通知で定める様式によるものとみなす。
2. 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、例えば、手書きによる訂正等により、これを取り繕って使用することができることとする。

別紙

精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領

1 精神科実務経験及び医療実務経験について

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項第 2 号に規定する「精神障害の診断又は治療に従事した経験」（以下「精神科実務経験」という。）については、精神保健指定医制度の趣旨にかんがみ、自ら精神障害者の診断又は治療に当たるなかで、患者の人権や個人としての尊厳に配慮した精神医学的経験を有することを精神保健指定医（以下「指定医」という。）の指定要件とすることとしたものであり、その期間については 3 年以上とされている。

- (2) 精神科実務経験は、精神科を標榜している医療機関（平成 20 年 3 月 31 日現在神経科を標榜している医療機関を含む。）において行った精神障害者の診断又は治療が主に考えられる。

ただし、当分の間、精神科の診療に相当の経験を有する医師の配置が法律等により定められている施設において常勤の医師として行った診断又は治療についても、これに含まれるものとする。なお、この施設について問合わせ等があった場合には、本職と十分調整されたい。

- (3) 精神科実務経験の期間については、以下に示した算定方法により算定するものとする。

ア 精神科実務経験の期間については、1 週間に 4 日以上精神障害者の診断又は治療に当たっている期間を算定対象とすること。

イ アにいう「4 日以上」の算定は、外来又は病棟において、精神障害者の診断又は治療に 1 日おおむね 8 時間以上当たった日について行う。

なお、診断又は治療に関して通常行われる症例検討会、抄読会等への参加は、これに算入できる。

ウ デイ・ケア、ナイト・ケア、デイ・ナイト・ケア又はショート・ケアに従事した時間及び期間については、精神科実務経験の期間に算入できる。また、精神保健福祉センター、保健所において嘱託医として精神障害者に対する相談業務に従事した時間についても、これに算入できる。

エ 当直のみをする時間及び期間については、精神科実務経験の期間に算入できない。

オ 動物実験等に携わる時間及び期間は、精神科実務経験の期間に算入できない。

カ 精神医学を専攻する大学院生にあっては、副科目及び選択科目の履修や研究のために、精神障害者の診断又は治療を行わない時間及び期間が

生じるが、この時間及び期間は、精神科実務経験の期間に算入できない。

キ 外国留学等外国において精神障害者の診断又は治療に当たった場合においては、この時間及び期間は、精神科実務経験の期間に算入できる。

- (4) 法第 18 条第 1 項第 1 号に規定する「診断又は治療に従事した経験」（以下「医療実務経験」という。）の期間の算定については、(3)の精神科実務経験の期間の算定方法に準じることとする。

また、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修において、保健所等で業務に従事した場合に、この時間及び期間は医療実務経験の期間に算入できる。

2 指定医の指定申請時に提出するケースレポートについて

- (1) 法第 18 条第 1 項第 3 号及び同号に基づく厚生省告示(昭和 63 年 4 月厚生省告示第 124 号。以下「精神科実務経験告示」という。)に規定する「診断又は治療に従事した経験」については、原則として、指定医の指定申請時に提出する上記経験を有することを証する書面（以下「ケースレポート」という。）及び口頭試問により、指定医として必要とされる法的、医学的知識及び技能を有しているかについて確認するものとする。ケースレポートについては、(2)に定める事項に従い記載し、申請書に添付して、申請するものとする。

また、精神科実務経験告示は、指定医としての指定要件として必要最小限の症例数を定めたものであり、指定医の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、3 年間の精神科実務経験の中においては任意入院者を含めてこれ以上の症例を積極的に取り扱うことが望ましい。

- (2) ケースレポートの対象となる症例については、以下によるものとする。

ア 精神科実務経験告示に定める 5 例以上の症例については、精神病床を有する医療機関において常時勤務（1 (3) ア及びイに該当するものをいう。）し、3 の指導医の指導のもとに自ら担当として診断又は治療等に十分な関わりを持った症例について報告するものであり、入院中においては、少なくとも 1 週間に 4 日以上、当該患者について診療に従事したものでなければならない。

注 ケースレポートは法第 18 条第 1 項第 3 号に定める「診断又は治療に従事した経験」を確認するものであることから、「診断又は治療」自体に該当しない、「診断又は治療」に付随する行為（カンファレンスへの参加、他医師の診療への単なる同席等）を行っていただけでは、「自ら担当として診断又は治療等に十分な関わりを持った症例」とは認められない。

イ 原則として、当該患者の入院から退院までの期間、継続して診療に従事

した症例をケースレポートの対象とする。

注1 入院形態の変更は、変更前の入院形態については退院と、変更後の入院形態については入院とみなすものとする。

注2 同一の入院形態のままの転院は転院以前の医療機関では退院とみなさないものとする。（「症状性を含む器質性精神障害（老年期認知症を除く。）」及び「精神作用物質使用による精神及び行動の障害（依存症に係るものに限る。）」については、キを参照すること。）なお、転院先においては入院とみなすものとする。

ウ 入院が長期にわたる場合は、入院から3ヶ月以上継続して当該診療に従事した症例、既に入院している患者については新たに担当として診療に従事して退院まで引き続き当該診療に従事し、その期間が3ヶ月以上である場合において、それぞれケースレポートの対象とすることができるものとする。

エ ケースレポートの対象となる症例は、措置入院者に係るもの又は医療保護入院者に係るものに限る。また、措置入院者に係る症例及び医療保護入院者に係る症例を必ず各1例以上含まなければならない。ただし、措置入院者に係る症例を必須とするのは令和4年7月1日申請分以降とし、同年6月30日以前の申請については当該症例を含むことが望ましいものとする。

オ 医療保護入院者に係る症例については、入院時から担当し、かつ入院時の指定医診察に立ち会った症例を必ず1例以上含まなければならない。ただし、当該症例を必須とするのは令和4年7月1日申請分以降とし、同年6月30日以前の申請については当該症例を含むことが望ましいものとする。

カ 医療保護入院又は措置入院（以下「医療保護入院等」という。）の途中から担当し、任意入院に入院形態が変更された後も退院まで引き続き診療に従事した症例については、当該医療保護入院等の担当開始から入院形態の変更までの期間が1ヶ月を経過し、さらに任意入院の期間を足して3ヶ月以上になる場合において、ケースレポートの対象とすることができるものとする。

また、措置入院の途中から担当し、医療保護入院に入院形態が変更された後も退院まで引き続き診療に従事した症例についても、当該措置入院の担当開始から入院形態の変更までの期間が1ヶ月を経過し、さらに医療保護入院の期間を足して3ヶ月以上になる場合において、措置入院の症例としてケースレポートの対象とすることができるものとする。

キ 「症状性を含む器質性精神障害（老年期認知症を除く。）」及び「精神作用物質使用による精神及び行動の障害（依存症に係るものに限る。）」

については、イの注2の規定に関わらず、入院から3ヶ月以内に同一の入院形態のまま転院が行われた症例であっても、ケースレポートの対象とすることができるものとする。

ク イ、ウ、カ及びキについては、別紙1「ケースレポートの対象となる診療期間の条件」を参照すること。

ケ 指定医の申請時から7年より前に診療に従事した症例についてケースレポートを作成することは認められない。ただし申請時から7年より前に診療を開始した症例であっても、申請前7年以内においても引き続き当該診療に従事した症例については、ケースレポートの対象とすることができる。

コ 提出するケースレポートのうち1例以上は、申請前1年以内に診療を開始した症例とする。ただし、当該症例を必須とするのは令和4年7月1日申請分以降とし、同年6月30日以前の申請については当該症例を含むことが望ましいものとする。

注1 当該症例を取り扱った後、やむを得ない理由により診断又は治療に従事できない期間があると認められる場合には、申請前1年を計算する際に当該期間を除くものとする。

注2 やむを得ない理由については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に規定する育児休業若しくは介護休業、産前産後休業又は長期の病気療養等とし、診断又は治療に従事できない期間として除くことができる期間は1ヶ月以上2年以内を基本とする。

サ 提出するケースレポートのうち2例以上は、申請日の1年前の日より前に診療を開始した症例とする。ただし、当該症例を必須とするのは令和4年7月1日申請分以降とし、同年6月30日以前の申請については当該症例を2例以上含むことが望ましいものとする。

シ 提出するケースレポートのうち1例以上は、医療保護入院等から任意入院に入院形態を変更後、申請者が、当該患者に対して任意入院による治療を行ったものが望ましい。なお、この場合において、任意入院の期間は問わない（カの場合を除く。）。

ス 提出するケースレポートのうち1例以上は、申請者が、措置入院者又は医療保護入院者の退院後に、当該患者に対して通院治療を行ったものであることが望ましい。なお、この場合において、通院治療の期間がおおむね1ヶ月以上であることが望ましい。

セ 医療保護入院等から任意入院に入院形態が変更された後、退院後の通院治療をおおむね1ヶ月以上行った症例については、任意入院に移行した症例かつ退院後の通院治療を行った症例としてケースレポートの対象と

することができる。

ソ 同一症例について、入院期間のうちの同一の期間に関して複数の医師がケースレポートを作成すること（申請時期が異なる場合も含む。）は認められない。

3 指導医について

（１）指導医は次のア及びイの要件を満たす指定医とする。ただし、アについては、申請者が令和 7 年 7 月以降に担当を開始した症例の指導医に限るものとする。

ア 法第 19 条第 1 項に規定する研修を受けていること（指定後最初の同研修を受けるまでに指定医の職務を停止されていた期間がある場合は指定後二度目の同研修を受けていることとする。）。

イ ケースレポートに係る症例の診断又は治療について申請者を指導した期間において、当該申請者が勤務する医療機関において法第 19 条の 5 に規定する常時勤務する指定医であること。

（２）指導医は以下の役割を担うものとする。

ア ケースレポートに係る症例の診断又は治療について申請者を指導すること。

イ ケースレポートの作成に当たり、申請者への適切な指導及びケースレポートの内容の確認を行うこと。

ウ ア及びイの指導及び確認を行ったことの証明をすること。

なお、当該証明の対象には、ケースレポートの症例について、

① 申請者が担当として診断又は治療等に十分な関わりを持っていること

② 当該症例を、医療保護入院の症例であって、入院時から担当し、かつ、入院時の指定医診察に立ち会った症例として申請する場合には、申請者が入院時の指定医診察に立ち会っているものであることも含まれる。

（３）その他

ア 診療期間の途中で指導医が交代した場合、当該ケースレポートに係る全ての指導医の氏名と指導期間をケースレポートの別添様式 3－1 中⑪に記載すること。

イ その場合、原則として、別添様式 3－1 中⑦のケースレポートの対象とする期間中の最後に指導した指導医が当該ケースレポートの内容について確認を行い、指導の証明を行うこと。

なお、証明を行う指導医は、申請者が、指導医の指導のもとに自ら担当として診断又は治療等に十分な関わりを持っているか、医療保護入院の入

院時の指定医診察に立ち会っているかについて、他の指導医が指導した期間についても当該指導医に連絡する等により確認を行うこと。

ウ 2(2)スの退院後の通院治療を行った症例について、入院期間中の指導医と通院治療時の指導医が異なる場合には、入院期間中の最後に指導した指導医と通院治療時に指導した指導医がそれぞれ指導の証明を行うこと。

4 口頭試問の実施について

ケースレポートの書面審査の後、原則として、法第18条第1項第3号及び精神科実務経験告示に規定する「診断又は治療に従事した経験」並びに法第19条の4に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有しているかについて、口頭試問で確認するものとする。

なお、口頭試問の実施についての詳細は別途通知する。

5 ケースレポート及び口頭試問の評価基準について

ケースレポートと口頭試問については、医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会において、別紙2のとおり「ケースレポート及び口頭試問の評価基準」がとりまとめられているので、申請の際に参考とすること。

なお、当該評価基準においては、特に、18歳未満の症例、任意入院に移行した症例又は退院後に通院による治療を行った症例の提出がない場合には、口頭試問において、これらを行うに当たっての一般的な留意点について確認を行う旨記載されていることに留意すること。

6 指定医の指定に係るその他の事項について

(1) 指定医の指定申請を行おうとする者は、別添様式1-1に定める精神保健指定医指定申請書に、以下の書類等を添付して、住所地の都道府県知事又は指定都市の長に提出するものとする。

- ① 履歴書（申請前6ヶ月以内に上半身脱帽で撮影された、縦40ミリメートル、横30ミリメートル以上の大きさの写真を貼付すること。なお、写真の裏面に撮影年月日及び氏名を記載しておくこと。）
- ② 医師免許証の写し
- ③ 5年以上診断又は治療に従事したことを証する施設管理者による実務経験証明書（別添様式2-1及び2-2。大学院生又は文部科学教官については、学長又は学部長の証明によるものとする。④において同じ。ただし、大学院に籍を置き、研修等のため他の施設で診断又は治療に従事した場合は、当該施設の管理者の証明でも認めることとする。）
- ④ 3年以上の精神科実務経験を有することを証する施設管理者による実

務経験証明書（別添様式 2－1 及び 2－2）

- ⑤ ケースレポート（別添様式 3－1 により各症例 5 通（原本 1 通及び複写 4 通）を提出すること。文字数は別添様式 3－1 を参照。原則としてワードプロセッサで作成すること。なお、ケースレポートの症例は、疾病及び関連保健問題の国際統計分類第 10 回改訂版における「精神および行動の障害」の規定に基づき、第 1 症例は「症状性を含む器質性精神障害」（F0）、第 2 症例は「精神作用物質使用による精神及び行動の障害」（F1）（依存症に係るものに限る。）、第 3 症例は「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」（F2）、第 4 症例は「気分（感情）障害」（F3）、第 5 症例は「神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害」（F4）、「生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群」（F5）、「成人の人格及び行動の障害」（F6）、「知的障害（精神遅滞）」（F7）、「心理的発達障害」（F8）又は「小児（児童）期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害」（F90-F98）のいずれかとすること。）
 - ⑥ ケースレポート一覧表（別添様式 3－2）
 - ⑦ 申請前 1 年以内に従事した症例に関して、やむを得ない理由があることを証明する書類（該当者のみ）
 - ⑧ 法第 18 条第 1 項第 4 号に規定する研修の課程を修了したことを証する書面の写し
 - ⑨ 写真（大きさは縦 50 ミリメートル、横 40 ミリメートルとし、申請前 6 ヶ月以内に上半身脱帽で撮影されたもの。なお、裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、①の履歴書に添付する写真とは別に提出すること。）
 - ⑩ ⑧が交付された後に氏名が変更された場合は、本人であることを証明する書類（戸籍抄本等）の写し
 - ⑪ 指導医が法第 19 条第 1 項に規定する研修を修了したことを証する書面の写し（症例の指導期間より前のものを提出すること。なお、ケースレポートに係る症例に関わった全ての指導医について提出すること。）
 - ⑫ 指導医がケースレポートを指導していた医療機関において常時勤務していたことを証する施設管理者による常時勤務証明書（別添様式 4。なお、当該証明書はケースレポートに係る症例に関わった全ての指導医について提出すること。）
- (2) 法第 19 条第 2 項の規定により指定の効力が失効した日から起算して 1 年を超えない期間に指定医の指定に係る申請を行おうとする者は、(1)にかかわらず、法第 19 条第 1 項に規定する研修を受講した上で、別添様式 1－2 に定める精神保健指定医指定申請書（失効後一年未満）に、(1)①、②、⑨及び⑩の書類等、法第 19 条第 1 項に規定する研修を修了したことを証する書面の写し並びに失効した指定医証を添付して、住所地の都道府県知事又

は指定都市の長に提出すること。

- (3) 指定医の指定は、医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会の意見を求め、その結果に基づいて行うこととされているが、申請者から提出されたケースレポートの内容が十分ではなく、精神科実務経験告示に定める「診断又は治療に従事した経験」を満たしているか否かについて適正な審査が行えない場合においては、当該「診断又は治療に従事した経験」のうち具体的な症例について、関連する診療録の提出や申請者自らが担当した他の症例のケースレポートの提出を求めることがある。
- (4) 指定医の指定申請において疑義が生じた場合、本職の求めに応じて、各都道府県・指定都市精神保健福祉担当課及び医療機関は、指導医の指導状況と合わせて調査の上、その結果の報告に協力するよう努めること。
- (5) 精神保健指定医指定申請書に記載された個人情報については、精神保健指定医の指定や、法施行規則第4条の12第1項に規定された指定後の研修の通知など、精神保健指定医制度の運用のためのみに利用する。

7 研修について

法第18条第1項第4号及び第19条第1項に規定する研修については、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う。

8 指定後における事務取扱いについて

- (1) 指定医に対して指定医証を交付した都道府県知事又は指定都市の長は、受領書を受けるなど交付した旨が明らかになるようにしておくこと。なお、受領書を受けた場合に、これを本職に提出する必要はない。
また、都道府県知事又は指定都市の長は、医療機関の管理者に対して、各年度当初に当該医療機関に勤務する指定医の指定医証の有効期限について確認をするよう促すこと。さらに、都道府県知事又は指定都市の長は、指定医が公務員としての職務を行う立場にあることを踏まえ、公務員としての職務を行う可能性のある指定医について、各年度当初に指定医証の有効期限を確認するよう努めること。
- (2) 指定医は自らの責任のもと指定医証を管理することとし、指定医証の有効期限についても十分注意すること。なお、指定医証の有効期限が切れている状態（6(2)に規定する申請を行い、再度指定医として指定されるまでの間を含む。）で行った指定医の職務行為は取り消しうるものとなる。
- (3) 指定医は措置入院を行うに当たっての判断や行動制限など、私人に対する権利の制限にたずさわる立場にあることを踏まえ、その職務を行う際にはいつでも指定医証を提示できる状態にしておくよう努めること。
- (4) 指定医は、指定医証の記載事項に変更のあるとき又は住所地に変更のある

ときは、その旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ること。

なお、指定医証の記載事項に変更のあるときは、指定医証を添付すること。

- (5) 指定医は、指定医証を紛失し又はき損したときは、その旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ること。

なお、き損のときは指定医証を添付すること。

- (6) 指定医は、指定医の指定を取り消されたとき又は期間を定めてその職務の停止を命ぜられたときは、速やかに指定医証を都道府県知事又は指定都市の長を経由して厚生労働大臣に返納すること。

様式 1-1

精神保健指定医指定申請書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 18 条の規定による精神保健指定医に指定されたく申請します。

申 請 日 年 月 日

氏 名			本籍地				
現 住 所	(メールアドレス(任意) :)						
生 年 月 日	年	月	日	年 齢	歳	性別	男・女
最 終 学 歴 及 び 年 月	年 月 卒業・中退			医籍登録年月日 及 び 番 号	第	年 月 日	号
現 在 の 勤 務 先	所在地						
	名 称						
精神障害者 の診断治療 に従事した 期間及び病 院等名	従 事 し た 期 間			従 事 し た 病 院 等 の 名 称			
	年	月	～ 年 月				
	年	月	～ 年 月				
	年	月	～ 年 月				
	年	月	～ 年 月				
	年	月	～ 年 月				
	計 年 ヶ月						
その他の診 断治療に従 事した期間 及び病院等 名	従 事 し た 期 間			従 事 し た 病 院 等 の 名 称			
	年	月	～ 年 月				
	年	月	～ 年 月				
	年	月	～ 年 月				
	計 年 ヶ月						
合 計 年 ヶ月							
研修の受講	年 月 日 ～ 年 月 日						
処分歴	なし・あり (年 月 処分内容)						

(注) 記載上の留意事項

1. 「従事した期間」は、月単位で記入し、従事を開始した月の初日が毎月の1日でない場合には当該月を算入しない。また、従事を終了した月は、終了した日の属する月を算入して記載すること。
2. 「処分歴」は、「なし」又は「あり」のいずれかに○印をつけ、精神保健福祉法及び医師法に基づく処分歴を記載すること。

※ 本申請書に記載された個人情報については精神保健指定医の指定のほか、指定後の指定医研修会の受講案内通知等の精神保健指定医制度の運用のためのみに利用致します。

様式 1-2

精神保健指定医指定申請書（失効後一年未満）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 18 条の規定による精神保健指定医に指定されたく申請します。

申 請 日 年 月 日

氏 名			本籍地			
現 住 所	(メールアドレス (任意))					
生 年 月 日	年	月	日	年 齢	歳	性別 男・女
最 終 学 歴 及 び 年 月	年 月 卒業・中退		医 籍 登 録 年 月 日 及 び 番 号	第	年 月 日 号	
現 在 の 勤 務 先	所在地					
	名 称					
失効した指定 医証に記載の 勤 務 先	所在地					
	名 称					
失 効 前 の 指 定 医 番 号 及 び 有 効 期 限	番 号		有 効 期 限	年 月 日		
研修の受講	年 月 日 ～ 年 月 日					
処分歴	なし・あり (年 月 処分内容)					

(注) 記載上の留意事項

「処分歴」は、「なし」又は「あり」のいずれに○印をつけ、精神保健福祉法及び医師法に基づく処分歴を記載すること。

※ 本申請書に記載された個人情報については精神保健指定医の指定のほか、指定後の指定医研修会の受講案内通知等の精神保健指定医制度の運用のためのみに利用致します。

様式 2-1

実 務 経 験 証 明 書

次の者は当施設において診断又は治療に従事したことを証明します。

氏 名	
生 年 月 日	
従事した標榜科名	
診療従事期間	年 月 ～ 年 月
診療従事 態 様	1 週間当たり従事日数 日 1 日当たり従事時間 時間

年 月 日

施 設 名

所 在 地

管理者職名
及 び 氏 名

- (注) 1. ケースレポートに係る症例の診療従事期間は、精神科実務経験の期間に必ず含まれていること。
2. 精神科の実務経験証明書とその他の実務経験証明書は別に作成すること。(平成16年4月1日以降の臨床研修制度における研修中の実務経験の証明については様式2-2を使用すること。平成16年3月31日以前の臨床研修の場合は、本様式により各病院等の管理者の証明を要すること。)
3. 診療従事態様が違う場合は、別紙とすること。
4. 大学院在学中については、在学期間全体ではなく、精神障害者の診断又は治療に従事した時間及び期間を記載すること。
5. 当直のみの勤務については、実務経験として算入できない。
6. 診療従事期間は、従事を開始した月の初日が毎月の1日でない場合には当該月を算入しないこと。また、従事を終了した月は、終了した日の属する月を算入すること。
7. 本証明書に記載された内容については、厚生労働省から当該施設に対して直接照会する場合がある。

様式 2-2

実 務 経 験 証 明 書

(平成16年4月1日以降臨床研修期間用)

次の者は臨床研修において診断又は治療に従事したことを証明します。

氏 名			
生 年 月 日			
従事した標榜科名			
診療従事期間	年	月	～ 年 月
うち精神科従事期間	年	月	～ 年 月
診療従事 態 様	1 週間当たり従事日数 日		
	1 日 当たり従事時間 時間		

年 月 日

施 設 名

所 在 地

管理者職名
及 び 氏 名

- (注) 1. 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修（平成16年4月1日以降のもの）期間中の実務経験を記載すること。また、この期間内に精神科の実務経験があれば内訳を記載すること。
2. 管理型臨床研修病院等の証明可能な病院の管理者が、臨床研修期間の全ての期間について証明して構わない。
3. 診療従事態様が違う場合は、別に作成すること。
4. 当直のみの勤務については、実務経験として算入できない。
5. 診療従事期間は、従事を開始した月の初日が毎月の1日でない場合には当該月を算入しない。また、従事を終了した月は、終了した日の属する月を算入すること。
6. 本証明書に記載された内容については、厚生労働省から当該施設に対して直接照会する場合がある。

様式 3 - 1

申請日

年

月

日

ケースレポート（第 症例）

①申請者氏名：（自筆署名）			
②最終診断名： （ I C Dコード ）		③ケースレポートで主な評価対象とする入院形態 ☐ 措置入院 ☐ 医療保護入院（※1）	
④当該症例を実務経験した医療機関名： 所在地住所：			
⑤患者情報			
患者イニシャル（ ）	性別： ☐ 男 ☐ 女	生年月日：	担当医となったときの 年齢： 歳
⑥当該症例の入院形態に係る入退院年月日（※2） 年 月 日～ 年 月 日（入院形態： ） 年 月 日～ 年 月 日（入院形態： ）			
⑦主治医又は担当医になった期間（※3） 年 月 日～ 年 月 日			
⑧行動制限の有無（ ☐ 有・ ☐ 無） 有の場合の行動制限の種類 ☐ 電話の制限 ☐ 面会の制限 ☐ 隔離 ☐ 身体的拘束 ☐ 任意入院者の開放処遇の制限			
⑨転院による診療の終了（退院）の有無（ ☐ 有・ ☐ 無） 有の場合の転院先 病 院 名： 入院形態：（ ）入院・他科入院			
⑩退院後の外来支援の有無（ ☐ 有・ ☐ 無）			
⑪指導を行った精神保健指定医（※4）			
指導を行った精神保健指定医氏名：			指定医番号：
指導期間： 年 月 日 ～ 年 月 日			

注：③、⑤の性別、⑧の有無と行動制限の種類、⑨の有無、⑩については、該当するものに☑を付けること。

＜ケースレポートの証明＞

このケースレポートは、私が常勤として勤務した上記医療機関において、上記期間中私の指導のもとに申請者が診断又は治療を行った症例であり、内容についても、私が厳正に確認したことを証明します。

所属機関名

所属機関の住所

指導医署名（自筆署名）

(※退院後の通院治療を行った症例で当該通院期間に係る指導医が入院期間の指導医と異なる場合、以下に当該通院期間に係る指導医が署名をすること。)

このケースレポートは、私が常勤として勤務した上記医療機関において、上記期間のうち退院後の通院期間中私の指導のもとに申請者が診断又は治療を行った症例であり、内容についても、私が厳正に確認したことを証明します。

所属機関名 所属機関の住所

指導医署名（自筆署名）

※1 このケースレポートで主に評価を受けたい入院形態を選択すること。

※2 緊急措置入院、応急入院、任意入院を含め、当該症例について当該医療機関で継続して行われた全ての入院形態について、入退院年月日を記載すること。

※3 退院後の通院治療を行った症例について提出する場合には、当該通院期間については入院期間と分けて記載し、後ろに「(通院)」と記載すること。

※4 指導期間は⑦の期間と一致すること。

当該機関における指導医が複数いる場合は、全ての指導医について記載すること。

【関係法規に定める手続への対応】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）による各種入院に関し、関係法規に定める手続への対応を以下に記載すること。途中で入院形態を変更した場合は、変更前と変更後のいずれの入院形態に係る手続についても記載すること。なお、自由記載を求めている項目については各々100字程度で簡潔にまとめること。

法による各種入院又は入院中の者の行動制限が、その必要性等に関する法令の要件を踏まえて行われたことについては、ケースレポート本文の記載に基づき評価を行うものとする。

<措置入院>

注 措置入院を行った症例の場合に記載すること

関係法規に定める手続	対応（該当するものに✓を付ける）
1. 措置診察が行われた契機	☐ 法第 22 条の申請（一般人） ☐ 法第 23 条の通報（警察官） ☐ 法第 24 条の通報（検察官） ☐ 法第 25 条の通報（保護観察所長） ☐ 法第 26 条の通報（矯正施設の長） ☐ 法第 26 条の 2 の届出（病院管理者） ☐ 法第 26 条の 3 の通報（医療観察法指定通院医療機関の管理者及び保護観察所長） ☐ 法第 27 条第 2 項の都道府県知事による措置診察
2. 指定医の診察の結果、入院を継続しなくてもその精神障害のために自傷他害のおそれがないと認められるに至ったとき、直ちに、病院の管理者により、症状消退届が都道府県知事等に提出されたか（法第 29 条の 5）	☐ 提出された （指定医が症状消退を判断した日付及び症状消退届が提出された日付）

<医療保護入院>

注 医療保護入院を行った症例の場合に記載すること

関係法規に定める手続	対応（該当するものに✓を付ける）
1. 医療保護入院の必要性の判定を指定医が行ったか （法第 33 条第 1 項）	☐ 行った
2. 医療保護入院の必要性の判定を特定医師が行った場合、その判定に基づく入院期間は 12 時間以内であったか （法第 33 条第 4 項）	☐ 12 時間以内であった
3. 医療保護入院を行う際の指定医による診察に、立ち会ったか	☐ 立ち会った ☐ 立ち会っていない
4. 平成 26 年 4 月 1 日以降に入院した者の場合、法第 33 条第 1 項又は第 3 項による医療保護入院を行うに当たって、家族等のいずれか又は市区町村長から同意を得たか （法第 33 条第 1 項・第 3 項）	☐ 家族等のいずれかから同意を得た { ☐配偶者 ☐親権者 ☐扶養義務者 ☐後見人 ☐保佐人 } ☐ 市区町村長から同意を得た （家族等のいずれかから同意を得た場合、当該家族等の続柄、同意者とした経緯及び同意を得た日付） ※ 未成年の場合に、父母双方から同意を得なかった場合、その理由を記載すること （市区町村長から同意を得た場合、その理由及び日付）

6. 医療保護入院時に、医療保護入院者に対して、必要事項について書面による告知が行われたか (法第 33 条の 3 第 1 項)	☐ 入院時に行われた ☐ 延期して (4 週間以内) 告知が行われた (告知の具体的な内容)
7. 6 の告知を延期する (4 週間以内) と判断した場合、必要事項の診療録への記載が行われたか (法第 33 条の 3、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則 (昭和 25 年厚生省令第 31 号) 第 15 条)	☐ 記載が行われた (診療録に記載が行われた内容)
8. 退院後生活環境相談員が選任されたか (法第 33 条の 4) ※ 平成 26 年 3 月 31 日以前に医療保護入院が行われた者については、同年 4 月 1 日以降に入院を継続していた者に限る。 9 及び 10 において同じ。	☐ 選任された (日付:)
9. 病院において、医療保護入院者又はその家族等に、地域援助事業者の紹介を行うよう努めたか (法第 33 条の 5)	☐ 努めた (具体的な内容)
10. 「医療保護入院者退院支援委員会」が開催されたか (法第 33 条の 6、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第 15 条の 6～第 15 条の 8)	☐ 開催された ☐ 開催されなかった

<緊急措置入院又は応急入院>

注 入院時にこれらの入院形態であった場合に記載すること

関係法規に定める手続	対応（該当するものに✓を付ける）
1. 緊急措置入院が行われた場合、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその精神障害のために自傷又は他害のおそれが著しいと指定医による診察で認められたか（法第 29 条の 2 第 1 項）	☐ 認められた
2. 緊急措置入院の期間は、72 時間以内であったか（法第 29 条の 2 第 3 項）	☐ 72 時間以内であった
3. 急速を要し、その家族等の同意を得ることができない場合において、応急入院が行われた場合、その者が、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であって当該精神障害のために任意入院が行われる状態にないと指定医又は特定医師による診察で判定されているか（法第 33 条の 7 第 1 項・第 2 項）	☐ 判定された
4. 応急入院の期間は、72 時間以内（特定医師の診察に基づく場合は 12 時間以内）であったか（法第 33 条の 7 第 1 項・第 2 項）	☐ 72 時間（12 時間）以内であった

<任意入院>

注 入院形態の変更により任意入院となった症例の場合に記載すること

3～5については、該当する場合に記載すること

関係法規に定める手続	対応（該当するものに✓を付ける）
1. 任意入院時に、任意入院者に対して、必要事項について書面による告知が行われたか （法第 21 条第 1 項）	☐ 行われた （告知の具体的な内容）
2. 任意入院に際し、本人から書面により同意を得たか （法第 21 条第 1 項）	☐ 得た
3. 任意入院者本人の意思により開放処遇が制限される環境に入院させた場合、本人の意思による開放処遇の制限である旨の書面を、本人から得たか （第 130 号告示（※）） ※ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 37 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（昭和 63 年厚生省告示第 130 号）	☐ 得た
4. 任意入院者の退院制限が実施された場合、その判断は指定医又は特定医師によって行われたか （法第 21 条第 3 項・第 4 項）	☐ 行われた
5. 任意入院者の退院制限の期間は、72 時間以内（特定医師の診察に基づく場合は 12 時間以内）であったか （法第 21 条第 3 項・第 4 項）	☐ 72 時間（12 時間）以内であった

<行動制限>

注 行動制限を行った症例の場合に、実施した行動制限に係るものについて記載すること

関係法規に定める手続	対応（該当するものに✓を付ける）
1. 電話又は面会に関する制限の実施時に、当該行動制限の理由について告知が行われたか （第 130 号告示）	☐ 行われた （具体的な内容）
2. 隔離、身体的拘束又は任意入院者の開放処遇の制限の実施時に、当該行動制限の理由について、書面による告知が行われるよう努めたか （第 130 号告示等）	☐ 努めた （具体的な内容）
3. 行動制限の実施に当たって、必要事項の診療録への記載が行われたか （第 130 号告示）	☐ 記載が行われた （具体的な記載内容）
4. 12 時間を超えない隔離を実施した場合、その判断は、医師により行われたか。 （第 130 号告示）	☐ 医師により行われた
5. 12 時間を超える隔離又は身体拘束を実施した場合、その判断は指定医により行われたか （法第 36 条第 3 項、第 130 号告示、第 129 号告示（※）） ※ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 36 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限（昭和 63 年厚生省告示第 129 号）	☐ 指定医により行われた

6. 隔離を実施した場合、毎日 1 回以上の診察が行われたか (第 130 号告示)	☐ 行われた (診察内容)
7. 身体的拘束を実施した場合、頻回の診察が行われたか (第 130 号告示)	☐ 行われた (頻度と診察内容)
8. 任意入院者の開放処遇の制限を実施した場合、その判断は医師により行われたか (第 130 号告示)	☐ 医師により行われた
9. 任意入院者の開放処遇の制限を実施した場合、おおむね 72 時間以内に指定医による診察が行われたか (第 130 号告示)	☐ 行われた (日付 :)

入院時診断名：主病名：_____ 副病名：_____
最終診断名：主病名：_____ 副病名：_____

注：入院時診断名と最終診断名が違っていても可とする。

文字数：_____ 文字（※）

※ 【現病歴】中＜入院時の状況＞及び＜入院後経過＞における文字数を記載し、1200－2000字程度とすること。なお、本文において関係条文の引用は要しない。

【初診時主訴】

【家族歴】

【生育・生活歴】

【既往歴】

【病前性格】必要に応じて記載）

【現病歴】

＜入院前経過＞

＜入院時の状況＞

注：以下の内容を中心に記載すること

- ・ 入院時の患者の症状、入院時診断名に対する診断根拠（入院時に疑い病名としていた場合はその理由、最終診断を下した診断根拠と診断日）
- ・ 当該入院形態による入院を行う必要性（患者の症状及び法における各種入院の対象となる者の要件を踏まえて記載すること）（※）

※ 入院形態に応じて、特に以下の点を説明すること。

（措置入院）

① 患者が法第5条に規定する精神障害者であるか（国際疾病分類（ICD）に該当する精神疾患を有しているか）

② 患者が、

- ・ 医療及び保護のために入院させなければ
- ・ その精神障害のために
- ・ 自傷（※1）他害（※1）のおそれがあるか

※1 自殺企図等、自己の生命、身体を害する行為。浪費や自己の所有物の損壊等のように単に自己の財産に損害を及ぼすにとどまるような行為は含まれない。

※2 殺人、傷害、暴行、性的問題行動、侮辱、器物破損、強盗、恐喝、窃盗、詐欺、放火、弄火等他の者の生命、身体、貞操、名誉、財産等又は社会的法益等に害を及ぼす行為（原則として刑罰法令に触れる程度の行為をいう。）

(医療保護入院)

- ① 患者が法第5条に規定する精神障害者であるか
 - ② 患者が、医療及び保護のために入院の必要があるか
 - ③ 患者が、その精神障害のために任意入院が行われる状態にないか（本人に病識がない等、入院の必要性についてその精神障害のために本人が適切な判断をすることができない状態にあるか）
 - ④ 本人に対して入院医療の必要性等について十分な説明を行い、その同意を得て、任意入院となるよう努めているか
- ※ 入院時に、意識障害（せん妄・急性錯乱等）が疑われる場合には、告知の延期がなされているかについても記載すること。

<入院後経過>

注：以下の内容を中心に記載すること

- ・ 入院後の治療経過や、治療内容についてインフォームドコンセントに努めたかどうか
また、その過程における主治医等担当医としての関わりや治療努力
- ※ 特に以下の点に留意して記載すること
 - ・ 修正型電気けいれん療法、多量・多剤大量の薬物療法、クロザピンなど慎重を要する治療手段が用いられた場合、その理由と必要事項
 - ・ やむを得ず適応症以外での薬物使用を行う際には、使用の理由と本人並びに家族にその効果や副作用を含めた説明を十分に行い、同意をとっているか
- ・ 当該入院形態による入院の継続が不要（又は入院形態の変更が必要）と判断された理由（患者の症状及び法における各種入院が解除となる者の要件又は対象となる者の要件を踏まえて記載すること）
- ・ 行動制限を行った場合には、行動制限の種類、開始・解除の日時及び開始・解除の判断理由（患者の症状を踏まえて記載すること）（※）

※ 特に以下の点を説明すること

(共通事項)

- ① 行動制限は、医療又は保護に欠くことができない限度において行われているか（患者の症状に応じて最も制限の少ない方法により行われているか）

(電話・面会の制限)

- ① 制限を行わなければ病状の悪化を招き、あるいは治療効果を妨げる等、医療又は保護の上で合理的な理由がある場合に行われているか。
- ② 合理的な方法及び範囲における制限であるか。

(隔離)

- ① 患者の症状からみて、
 - ・ 本人又は周囲の者に危険が及ぶ可能性が著しく高く、
 - ・ 隔離以外の方法ではその危険を回避することが著しく困難であると判断される場合に、
 - ・ その危険を最小限に減らし、患者本人の医療又は保護を図ることを目的として

行われているか。

② 隔離以外により代替方法がない場合において行われているか

③ 隔離の対象となる患者が、次のような場合に該当すると認められるか。

ア 他の患者との人間関係を著しく損なうおそれがある等、その言動が患者の病状の経過や予後に著しく悪く影響する場合

イ 自殺企図又は自傷行為が切迫している場合

ウ 他の患者に対する暴力行為や著しい迷惑行為、器物破損行為が認められ、他の方法ではこれを防ぎきれない場合

エ 急性期精神運動興奮等のため、不穏、多動、爆発性などが目立ち、一般の精神病室では医療又は保護を図ることが著しく困難な場合

オ 身体的合併症を有する患者について、検査及び処置等のため、隔離が必要な場合（身体的拘束）

① 身体的拘束以外により代替方法がない場合において行われているか

② 身体的拘束の対象となる患者が、次のような場合に該当すると認められる患者であるか。

ア 自殺企図又は自傷行為が著しく切迫している場合

イ 多動又は不穏が顕著である場合

ウ ア又はイのほか精神障害のため、そのまま放置すれば患者の生命にまで危険が及ぶおそれがある場合

③ できる限り早期に他の方法に切り替えるよう努めているか

（任意入院者の開放処遇の制限）

① 任意入院者の症状からみて、その開放処遇を制限しなければその医療又は保護を図ることが著しく困難であると医師が判断する場合にのみ行われているか

② 開放処遇の制限の対象となる任意入院者が、次のような場合に該当すると認められる患者であるか

ア 他の患者との人間関係を著しく損なうおそれがある等、その言動が患者の病状の経過や予後に悪く影響する場合

イ 自殺企図又は自傷行為のおそれがある場合

ウ 当該任意入院の病状からみて、開放処遇を継続することが困難な場合

・ 任意入院に移行した症例について退院制限が行われた場合には、その理由、期間及びその後採った措置（法の退院制限の要件（※）を踏まえて記載すること）

※ 指定医（特定医師）による診察の結果、医療及び保護のため入院を継続する必要があると認めたときに 72 時間（特定医師の場合は 12 時間）に限り実施可能

ケースレポート一覧

申請日 年 月 日
 申請者氏名
 申請者生年月日 年 月 日
 住所地都道府県

精神保健指定医の新規申請のため、以下のケースレポートを提出します。

注) 各症例について、以下の①～⑥について該当する方に☑を付けること。

- ① 「措置入院者の症例」又は「医療保護入院者の症例」のいずれの症例として申請しているか。
- ② 「医療保護入院者の症例」である場合には、申請者が当該医療保護入院者の入院時点からその診断又は治療に従事したものであり、入院時の指定医の診察に立ち会った症例に該当するか。
 (①で「措置入院」を選択した場合は、どちらにも☑の必要はない。)
- ③ 「申請前一年以内に従事した症例」(事務取扱要領 2 (2) コ参照) 又は「申請をした日の一年前の日より前に従事した症例」(同 2 (2) サ参照) のいずれの症例として申請しているか。
- ④ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者に係る症例に該当するか。
- ⑤ 措置入院者又は医療保護入院者の退院後に、任意入院による治療を行った症例に該当するか。
- ⑥ 措置入院者又は医療保護入院者の退院後に、通院による治療を行った症例に該当するか。

(記入欄)

	①	②	③	④	⑤	⑥
第 1 症例	☐ 措置入院 ☐ 医療保護入院	☐ 該当 ☐ 非該当	☐ 申請前 1 年以内 ☐ 申請日の 1 年前より前	☐ 該当 ☐ 非該当	☐ 該当 ☐ 非該当	☐ 該当 ☐ 非該当
第 2 症例	☐ 措置入院 ☐ 医療保護入院	☐ 該当 ☐ 非該当	☐ 申請前 1 年以内 ☐ 申請日の 1 年前より前	☐ 該当 ☐ 非該当	☐ 該当 ☐ 非該当	☐ 該当 ☐ 非該当
第 3 症例	☐ 措置入院 ☐ 医療保護入院	☐ 該当 ☐ 非該当	☐ 申請前 1 年以内 ☐ 申請日の 1 年前より前	☐ 該当 ☐ 非該当	☐ 該当 ☐ 非該当	☐ 該当 ☐ 非該当
第 4 症例	☐ 措置入院 ☐ 医療保護入院	☐ 該当 ☐ 非該当	☐ 申請前 1 年以内 ☐ 申請日の 1 年前より前	☐ 該当 ☐ 非該当	☐ 該当 ☐ 非該当	☐ 該当 ☐ 非該当
第 5 症例	☐ 措置入院 ☐ 医療保護入院	☐ 該当 ☐ 非該当	☐ 申請前 1 年以内 ☐ 申請日の 1 年前より前	☐ 該当 ☐ 非該当	☐ 該当 ☐ 非該当	☐ 該当 ☐ 非該当

様式 4

常 時 勤 務 証 明 書

次の者は指導医として申請者を指導した期間において当施設に常時勤務する指定医であったことを証明します。

氏 名	
生 年 月 日	
診 療 従 事 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
診 療 従 事 態 様	1 週間当たり従事日数 日 1 日当たり従事時間 時間

年 月 日

施 設 名

所 在 地

管理者職名
及 び 氏 名

- (注) 1. ケースレポートに係る症例の診断又は治療について指導した期間は診療従事期間に必ず含まれていること。
2. ケースレポートに係る症例について指導した指導医ごとに作成すること。
3. 「常時勤務する指定医」とは、精神保健福祉法第19条の5に規定する指定医をいう。
4. 本証明書に記載された内容については、厚生労働省から当該施設に対して直接照会する場合がある。

○ 精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について（平成30年12月6日 障発1206第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対象表】

改正後	改正前
障発1206第3号 平成30年12月6日 一部改正 障発0528第5号 令和元年5月28日 <u>一部改正 障発1225第1号</u> <u>令和2年12月25日</u> 各都道府県知事・指定都市の長 殿 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部長 (公印省略) 精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について (略) 別紙 精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領 1 (略) 2 指定医の指定申請時に提出するケースレポートについて (1) (略) (2) ケースレポートの対象となる症例については、以下によるものとする。 ア～エ (略) オ 医療保護入院者に係る症例については、入院時から担当し、かつ入院時の指定医診察に立ち会った症例を必ず1例以上含まなければならない。ただし、当該症例を必須とするのは令和4年7月1日申請分以降とし、同年6月30日以前の申請については当該症例を含むことが望ましいものとする。 カ～ソ (略) 3～8 (略)	障発1206第3号 平成30年12月6日 一部改正 障発0528第5号 令和元年5月28日 各都道府県知事・指定都市の長 殿 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部長 (公印省略) 精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について (略) 別紙 精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領 1 (略) 2 指定医の指定申請時に提出するケースレポートについて (1) (略) (2) ケースレポートの対象となる症例については、以下によるものとする。 ア～エ (略) オ 医療保護入院者に係る症例については、入院時から担当した症例を必ず1例以上含めることとし、当該症例については、入院時の指定医診察に立ち会うことが必要である。ただし、当該症例を必須とするのは令和4年7月1日申請分以降とし、同年6月30日以前の申請については当該症例を含むことが望ましいものとする。 カ～ソ (略) 3～8 (略)



精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領

平成 8 年 3 月 21 日 健医精発第 20 号
各都道府県・指定都市精神保健福祉主管部（局）長宛
厚生省保健医療局精神保健福祉課長通知
最終改正 令和 2 年 12 月 25 日障精発 1225 第 1 号

1 5 年度ごとの研修及び指定医証の更新

(1) 5 年度ごとの研修

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 19 条の規定により、精神保健指定医（以下「指定医」という。）が、5 年度ごとの研修を受けなかった場合には、当該研修を受けなかったことについてやむを得ない理由が存すると厚生労働大臣が認めたときを除き、当該指定を受けるべき年度の終了の日（3 月 31 日）の経過をもって指定の効力を失うこととされており、研修を受けるべき年度は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 19 条第 1 項の規定に基づき、精神保健指定医が研修を受けなければならない年度を定める件」（平成 8 年 3 月 21 日厚生省告示第 89 号）の定めるところによる。

また、精神保健指定医の証（以下「指定医証」という。）には、研修を受けるべき年度の末日を指定医証の有効期限として記載しているところであり、指定医は、その有効期限に留意して、研修を受講することが必要である。

なお、研修実施団体（公益社団法人日本精神科病院協会、公益社団法人全国自治体病院協議会及び一般社団法人日本総合病院精神医学会が登録されている。）より、当該年度における受講を必要とする指定医に対し、受講のお知らせを送付することとしているので、案内状が不着とならぬよう、指定医は、住所地の変更届の提出を必ず行うとともに、指定医証の記載事項についても変更届の提出を励行し、研修の受講年度については、法律の規定に基づき自らの受講年度に留意することが必要である。

(2) 指定医証の更新

指定医は、5 年度ごとの研修を受けたときは、別紙様式 1 による指定医証更新申請書に、写真（縦 50 ミリメートル、横 40 ミリメートルとし、申請 6 月以内に上半身脱帽で撮影されたもの。なお、裏面に撮影年月日及び氏名を記載しておくこと。以下同じ。）1 枚を添付の上、研修の修了日に、研修の実施団体を經由して、都道府県知事又は指定都市の市長に申請しなければならない。なお、この際には、指定医証を添付することを要しない。

都道府県知事又は指定都市の市長は、更新の通知とともに指定医証を更新者に交付する。

(3) 受講の延期及び指定医証の有効期限延長の申請

指定医は、5 年度ごとの研修を受けるべき年度において、やむを得ない理由により、当該年度に実施されるいずれの研修も受講することができない見込みとなったとき、又は、現に

いずれの研修も受けることができなかったときは、別紙様式 2 による精神保健指定医更新時研修受講延期（指定医証有効期限延長）申請書に、写真 1 枚を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長に提出しなければならない。

研修を受けることができないやむを得ない理由は、法施行規則第 4 条により、「研修を受けるべき年度において実施されるいずれの研修をも受けることができないことにつき、災害、傷病、長期の海外渡航その他の事由があること」とされている。

法施行規則第 1 条の 3 中「やむを得ない理由が存することを証する書類」の例としては、被災証明、診断書、留学証明書等である。受講の延期の申請は、原則事前申請とする（事後申請となるのは災害、急病等やむを得ない場合に限る）ので、研修を受けるべき年度に実施される全ての研修について受講できないことが明らかとなった場合には速やかに必要書類等を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長に提出すること。

厚生労働大臣がやむを得ない理由が存すると認めたときは、都道府県知事又は指定都市の市長は、精神保健指定医更新時研修受講延期（指定医証有効期限延長）通知とともに、延長した有効期限を記載した新たな指定医証を交付する。

また、受講延期の期間は、原則として 1 年間であるが、海外渡航等事前に長期に渡って研修の受講が困難であることが判明している場合に限り、4 年を限度として複数年にわたり延期申請を行うことも可能である。

なお、延期された受講年度に受講した場合の次の回の研修は、本来の受講年度を起算点とした 5 年後となるものであり、延期された受講年度を起算点とした 5 年後となるものではない。

(4) 失効について

研修を受けるべき年度において研修を受けなかった指定医が、受講延期の承認も得ていない場合においては、指定医の指定は、当該年度の 3 月 31 日の経過により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 19 条第 2 項の規定により自動的に失効する。

2 指定医証の記載事項等の変更届

(1) 勤務先の変更

指定医は、指定医証に記載された勤務先に変更があったときは、速やかに別紙様式 3-1 により、指定医証を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長に届け出ること。

なお、精神科の医療機関以外の勤務先に異動した場合や、勤務先を有しなくなった場合においても、指定医の辞退届を提出しない限り、勤務先の変更届等を提出することが必要である。

都道府県又は指定都市は、指定医証の記載を訂正してこれを指定医に返還するとともに、別紙様式 4 による報告書を添えて、当該変更届を保管すること。

(2) 氏名の変更

指定医は、氏名の変更があったときは、速やかに別紙様式 3-1 により、指定医証及び写

真 1 枚を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長に届け出ること。

都道府県知事又は指定都市の市長は、新たな指定医証を発行して、当該指定医に交付するものとする。

(3) 住所地の変更

指定医は、住所地の変更があったときは、速やかに別紙様式 3－2 により、住所地（変更後の住所地）の都道府県知事又は指定都市の市長に届け出ること。

3 指定医証の再交付

指定医は、指定医証を紛失又はき損したときは、速やかに別紙様式 5 により、紛失したときは始末書（様式任意）及び写真 1 枚、き損したときは指定医証及び写真 1 枚を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長に届け出ること。

4 指定医の辞退届

指定医が指定医の職務を行うことが将来にわたってなくなった場合又は指定医の職務を全うすることができなくなった場合等指定医を辞退するときは、別紙様式 6 により、指定医証を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長に届け出ること。

5 指定医の死亡届

指定医が死亡したときは、指定医の遺族等は、速やかに別紙様式 7 により、指定医証を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長に届け出ること。

6 指定の取消し又は職務の停止

(1) 都道府県知事又は指定都市の市長は、指定医について、法第 19 条の 2 第 2 項の規定に該当すると認められるときは、同条第 4 項の規定により厚生労働大臣にその旨を通知すること。

(2) 指定医は、指定医の指定を取り消されたとき又は期間を定めてその職務の停止を命ぜられたときは、速やかに別紙様式 8 により、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して指定医証を厚生労働大臣に返納すること。

別紙様式 1

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

メールアドレス（任意）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条第1項の規定による 5 年ごとの研修を修了したので、指定医証を更新されるよう申請します。

1 勤務先（名 称）：

（所在地）：

2 指定医証の番号 第 号

3 指定医証の交付年月日 年 月 日

4 研修受講年月日 年 月 日

※ 本申請書に記載された個人情報については精神保健指定医の指定のほか、指定後の指定医研修会の受講案内通知等の精神保健指定医制度の運用のためにのみ利用致します。

別紙様式 2

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の規定による5年ごとの研修を本年度中に受けることができませんので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第2条の2の5の規定に基づき、研修を受講すべき年度の延期及び指定医証の有効期限の延長を申請します。

- 1 研修を受講できない理由（具体的に記載すること）

- 2 受講できないやむを得ない理由を証するに足る書類（別添）
 （被災証明書・診断書・留学証明書・その他（ ））

- 3 受講できるようになる年度 令和 年度

- 4 指定医証の番号 第 号

- 5 指定医証の交付年月日 年 月 日

- 6 指定医証の有効期限 年 月 日

※ 本申請書に記載された個人情報については精神保健指定医の指定のほか、指定後の指定医研修会の受講案内通知等の精神保健指定医制度の運用のためにのみ利用致します。

別紙様式 3 - 1

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

指定医証の記載事項に変更がありましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第2条の2の3第1項の規定に基づき申請します。

1 変更事項（ 勤務先（名称・所在地） ・ 氏名 ）

新

旧

2 指定医証の番号 第 号

3 指定医証の交付年月日 年 月 日

4 指定医証の有効期限 年 月 日

※ 1の（ ）内は、該当する事項に○印を付すこと。勤務先の変更の場合は勤務先所在地についても記載すること。

※ 本申請書に記載された個人情報については精神保健指定医の指定のほか、指定後の指定医研修会の受講案内通知等の精神保健指定医制度の運用のためにのみ利用致します。

別紙様式 3 - 2

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

下記のとおり、住所地に変更がありましたので精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第 4 条の12第 2 項の規定に基づき届け出ます。

1 住所地

新住所

旧住所

2 指定医証の番号 第 号

3 指定医証の交付年月日 年 月 日

4 指定医証の有効期限 年 月 日

※ 本届出はご自宅の現住所地に変更があった場合に届け出て下さい。

※ 本届出は、変更後の住所地の都道府県又は指定都市の精神保健福祉担当課あてに提出して下さい。

※ 本届出に記載された個人情報については精神保健指定医の指定のほか、指定後の指定医研修会の受講案内通知等の精神保健指定医制度の運用のためにのみ利用致します。

別紙様式 4

精神保健指定医の変更報告書

令和 年 月 ～ 月分

都道府県・指定都市名

No.	指定医番号	氏 名	旧 住 所	旧勤務先(名称・所在地)	備 考
			新 住 所	新勤務先(名称・所在地)	
1			(旧) (新)		
2			(旧) (新)		
3			(旧) (新)		
4			(旧) (新)		
5			(旧) (新)		
6			(旧) (新)		
7			(旧) (新)		
8			(旧) (新)		
9			(旧) (新)		
10			(旧) (新)		

- ・ 毎四半期ごとに提出すること。
- ・ 必要の無い項目欄は空欄にすること。

別紙様式 5

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

指定医証を紛失・き損しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する
法律施行令第2条の2の3第2項の規定に基づき再交付されるよう申請します。

1 紛失・き損理由（具体的に記載すること）

2 紛失・き損年月日 年 月 日

3 勤務先

4 指定医証の番号 第 号

5 指定医証の交付年月日 年 月 日

6 指定医証の有効期限 年 月 日

別紙様式 6

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

次の理由により、精神保健指定医の指定を辞退したいので届け出ます。

1 指定医証の番号 第 号

2 辞退理由

別紙様式 7

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

精神保健指定医に指定されていた下記の者が、死亡したので届け出ます。

1 氏 名

2 死亡年月日 令和 年 月 日

3 指定医証の番号 第 号

4 指定医証の交付年月日 年 月 日

5 精神保健指定医の証を添付（返却）できない理由
 （例：本人の紛失によるため）

別紙様式 8

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所
氏 名
生年月日 年 月 日

精神保健指定医の $\left[\begin{array}{l} \text{指 定 を 取 り 消 さ れ た} \\ \text{職 務 の 停 止 を 命 ぜ ら れ た} \end{array} \right]$ ので、精神保健及び精神障
害者福祉に関する法律施行令第 2 条の 2 の 4 の規定に基づき別添のとおり指定
医証を返納します。

1 $\left\{ \begin{array}{l} \text{指定取消年月日 令和 年 月 日} \\ \text{職 務 停 止 期 間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日} \end{array} \right.$

2 指定医証の番号 第 号

3 指定医証の交付年月日 年 月 日

※（ ）内は、該当する事項に○印を付すこと。

障企発 1225 第 1 号
障障発 1225 第 1 号
障精発 1225 第 1 号
令和 2 年 12 月 25 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企 画 課 長
障 害 福 祉 課 長
精 神 ・ 障 害 保 健 課 長

押印を求める手続の見直しのための通知様式等の改正について

現在、政府においては、「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）を踏まえ、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について、当該押印による手続負担の軽減等を図る観点から、順次、押印の廃止等行政手続の見直しを進めているところです。

これに伴い、当職から発せられた通知により定めている様式等においても、様式中の「㊤」を削る等、所要の改正を行うことといたしました。

ついては、改正後の様式等について下記のとおりとしますので、御了知の上、管内市町村（特別区含む。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、適切に対応方御配慮いただきますようお願いいたします。

また、当部所管の法令に基づいて貴団体が実施する手続のうち、関係法令や当職から発せられた通知とは別に独自に定められている様式等において、国民や事業者等の押印等を求めているものについては、「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」（令和 2 年 12 月 18 日付け規制改革・行政改革担当大臣通知）及び本通知を参考として、押印の見直しに積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

第 1 「精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領」等の一部改正

次に掲げる様式の規定中「㊤」を削る。

1. 「精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領」（平成 8 年 3 月 21 日付け健医精発第 20 号厚生省保健医療局精神保健福祉課長通知）様式 1 から様式 3－2、様式 5 から様式 8 まで
2. 「医療保護入院における家族等の同意に関する運用について」（平成 26 年 1 月 24 日障

精発 0124 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知) 様式

3. 「特別児童扶養手当等の認定請求書等における所得の額の確認に係る事務等について」
(令和元年 6 月 28 日障企発 0628 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知) 別紙 2 及び別紙 3

第 2 「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」等の一部改正

次に掲げる様式の規定中「印」を削る。

1. 「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」(平成 12 年 3 月 30 日障精第 22 号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知)様式 5、様式 12 から様式 20 まで
2. 「応急入院指定病院の指定等について」(平成 12 年 3 月 30 日障精第 23 号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知) 様式 1
3. 「指定自立支援医療機関の指定について」(平成 18 年 3 月 3 日障精発第 0303005 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知) 別紙 1 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定要領様式 1－(1)、別紙 1 及び別紙 3 から別紙 9 まで、様式 1－(2) 及び別紙 1、様式 1－(3)、様式 2－(1)、別紙 1 及び別紙 3 から別紙 9 まで、様式 2－(2) 及び別紙 1、様式 2－(3)、様式 3－(1)、様式 3－(2) 並びに様式 3－(3) 並びに別紙 2 指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定要領様式 1－(1) 及び別紙、様式 1－(2) 及び別紙、様式 1－(3)、様式 2－(1) 及び別紙、様式 2－(2) 及び別紙、様式 2－(3) 並びに様式 3－(1) から様式 3－(3) まで
4. 「特定病院の認定等について」(平成 18 年 9 月 29 日障精発第 0929001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知) 様式 1
5. 「指定就労継続支援 A 型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」(平成 29 年 3 月 30 日障障発 0330 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知) 別紙様式 2－1
6. 「就労定着支援の円滑な実施について」(平成 30 年 7 月 30 日障障発 0730 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知) 様式 1 及び様式 2
7. 「特別児童扶養手当等の認定請求書等における所得の額の確認に係る事務等について」
(令和元年 6 月 28 日障企発 0628 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知) 様式 4 から様式 6 まで
8. 「基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準及びその届出に関する手続の取扱いについて」(令和 2 年 4 月 1 日障精発 0401 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知) 別添、様式 11 から様式 13 まで

第 3 「転居に伴う療育手帳の取扱いの留意事項について」等の改正

1. 「転居に伴う療育手帳の取扱いの留意事項について」（平成 5 年 6 月 22 日児障発第 42 号厚生省児童家庭局障害福祉課長通知）別紙様式を別添 1 のように改める。
2. 「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」（平成 12 年 3 月 30 日障精第 22 号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）を別添 2 のように改める。
3. 「応急入院指定病院の指定等について」（平成 12 年 3 月 30 日障精第 23 号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）様式 2 を別添 3 のように改める。
4. 「日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について」（平成 18 年 9 月 28 日障障発 0921001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）様式例を別添 4 のように改める。
5. 「特定病院の認定等について」（平成 18 年 9 月 29 日障精発第 0929001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）様式 2 を別添 5 のように改める。
6. 「「リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」の一部改正について」（平成 24 年 3 月 30 日障障発 0330 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）別紙 1（開始時）、別紙 1（終了時）、別紙 2 及び別紙 4 を別添 6 から別添 9 までのように改める。
7. 「指定就労継続支援 A 型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」（平成 29 年 3 月 30 日障障発 0330 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）別紙様式 1 を別添 10 のように改める。
8. 「特別児童扶養手当等の認定請求書等における所得の額の確認に係る事務等について」（令和元年 6 月 28 日障企発 0628 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）別紙 7 及び別紙 8 を別添 11 及び別添 12 のように改める。

第 4 経過措置

1. この通知による改正前のそれぞれの通知で定める様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後のそれぞれの通知で定める様式によるものとみなす。
2. 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、例えば、手書きによる訂正等により、これを取り繕って使用することができることとする。

事 務 連 絡
令和 2 年 1 2 月 2 5 日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

「精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について」の
一部改正について

日頃より、精神保健福祉行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の規定による精神保健指定医の指定の申請に当たって提出することとしているケースレポートの記述上の配慮については、「精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について」（平成26年2月18日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡）のとおり示しているところです。

今般、当該事務連絡を別添のとおり一部改正することとしましたので、関係機関及び関係団体に対して周知徹底方お取り計らい願います。

なお、本事務連絡は、令和3年1月1日以後の申請に当たって提出するケースレポートの記述上の配慮について示すものであることを申し添えます。

(別添)

○平成26年2月18日付け「事務連絡精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について」（令和元年5月28日一部改正）【新旧対照表】

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
事務連絡 平成26年2月18日 一部改正 事務連絡 令和元年5月28日 <u>一部改正 事務連絡</u> <u>令和2年12月25日</u> 都道府県精神保健福祉主管部局 各 指定都市精神保健福祉主管部局 御中 地方厚生（支）局健康福祉課 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課 精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について (略) 別添 精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について	事務連絡 平成26年2月18日 一部改正 事務連絡 令和元年5月28日 都道府県精神保健福祉主管部局 各 指定都市精神保健福祉主管部局 御中 地方厚生（支）局健康福祉課 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課 精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について (略) 別添 精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について

はじめに (略) 1 (略) 2 レポート又は臨床記録としての留意事項について (1) (略) (2) 臨床記録としての留意事項 ア～シ (略) <u>ス 退院後に外来治療を行った症例（外来移行症例）でない場合も、評価基準上、外来移行症例に要求されている、退院後の保健福祉等の支援や関係機関との連携に関する検討・評価を伴う対応を、入院期間中に申請者自らが行った場合は、表紙「⑩退院後の外来支援」が行われたものとして、実際の対応を具体的に記載することが望ましい。</u> <u>なお、外来移行症例として提出できるものは、退院後の通院による治療についても、申請者が引き続き自ら担当として行ったものに限られる。この場合、評価基準上、外来移行症例に要求されている、退院後の保健福祉等の支援や関係機関との連携に関する検討・評価を伴う対応について、表紙「⑩退院後の外来支援」を含め、実際の対応を具体的に記載すること。</u> (3) (略) 3～4 (略) 以 上	はじめに (略) 1 (略) 2 レポート又は臨床記録としての留意事項について (1) (略) (2) 臨床記録としての留意事項 ア～シ (略) (新設) (3) (略) 3～4 (略) 以 上
---	--

事務連絡
平成26年2月18日
一部改正
事務連絡
令和元年5月28日
一部改正
事務連絡
令和2年12月25日

都道府県精神保健福祉主管部局
各 指定都市精神保健福祉主管部局 御中
地方厚生(支)局健康福祉課

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について

日頃より、精神保健福祉行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
今般、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18第1項第3号の規定に基づき精神保健指定医の指定申請時に提出することとしているケースレポートの記述上の配慮について別添のとおり送付しますので、関係機関及び関係団体に対して周知徹底方お取り計らい願います。

精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について

はじめに

ケースレポートには患者本人の意思にかかわらない入院措置等に関わる指定医の職務上必要とされる知識及び技能並びに精神科実務経験が反映されていなければならない。特に、患者の人権に配慮しながら適切な医療が提供されたことが読み取れるものでなければならない。

ケースレポートの記載要領については、「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について」（平成30年12月6日障発1206第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「事務取扱要領」という。）に定めているところであるが、以下の点について留意されたい。

1 症例選択に係る留意事項について

(1) 症状性を含む器質性精神障害

次の症例についてケースレポートを作成する場合には、次の点に留意すること。

ア てんかん 症状性又は器質性要因が明らかに認められるものであって、精神症状による入院である旨を記載すること。

イ 身体疾患治療薬による精神症状（せん妄を含む） 身体疾患治療薬（例えば、膠原病に対するステロイド、パーキンソン病に対する抗パーキンソン病薬等。）により精神症状を発症した旨を記載すること。

ウ 老年期認知症 年齢的に初老期であっても、老年期につながる疾患であれば差し支えない。

(2) 精神作用物質使用による精神及び行動の障害

精神作用物質の依存症を含むものに限る。

(3) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る症例（以下「児童・思春期症例」という。）

次の症例についてケースレポートを作成する場合には、次の点に留意すること。

ア 診断名が小児（児童）期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害でない症例 児童・思春期の心性を踏まえ、心理的発達の観点に立ちつつ症状経過について記載すること。

イ 18歳に達した患者を対象とする症例 18歳に達した日以後の最初の3月31日以前から申請者が診療（外来を含む。）を開始し、継続して治療に当たっている旨を記載すること。

2 レポート又は臨床記録としての留意事項について

(1) レポートとしての留意事項

ア 原則として、文書作成ソフト等を用いて記載すること。やむを得ない場合は手書きでも可とする。

イ 用紙は、縦置き、横書きとし、文字の大きさは12ポイント、1行の字数は35～40字程度、1ページの行数は35～40行程度とすること。手書きの場合にも、A4判、縦置き、横書きとし、明確な字体で記載すること。

ウ ケースレポート様式の表紙の「①申請者氏名」及び＜ケースレポートの証明＞の指導医署名の欄については、それぞれ申請者及び指導医本人が手書きで署名すること。なお、原本の1通以外は複写で構わない。

エ 論旨を簡潔かつ明瞭に記載するよう心掛け、＜入院時の状況＞、＜入院後経過＞を合わせて指定字数（1200～2000字）以内とし、誤字（特に専門用語）のないよう十分な注意を払うこと。

オ 医学用語・概念は、正確かつ一般的に通用するものを使用すること。また、用語として「痴呆」及び「精神分裂病」は使用せず、それぞれ「認知症」及び「統合失調症」を用いること。

(2) 臨床記録としての留意事項

ア 診断名は可能な限り明確に記載すること。なお、副病名がない場合には、副病名の欄については「なし」と記載すること。

イ 家族歴、生育・生活歴及び既往歴は、疾患に関係あるものは明記し、それ以外は簡潔に記載又は省略すること。

ウ 現病歴中の＜入院前経過＞、＜入院時の状況＞、＜入院後経過＞の所見及び状態像については十分に記載すること。

エ 申請者が実際に診療に当たった入院期間を中心に、症状及び経過を記載し、他の医師が担当した当該入院期間以前の期間の所見に関しては、必要な事項のみを簡潔に記載すること。

オ 入退院（入院形態の変更を含む。）の年月日は、現病歴中にも記載すること。

カ 行動、症状、所見等の記載は、カルテ記載に要求される水準と同程度で記載すること。

キ 教科書的・一般論的な記載は避け、担当医としての治療的かわりが明らかになるよう記載すること。問題となる点については、担当医としての意見を記載すること。

ク 長期経過例又は周期性発症例について、同様の内容を繰り返し詳述する必要はないこと。

ケ 症例の診療上、重要な所見・検査結果は漏れなく記載すること。他方、あまり重要でない事柄は簡略に記載し、結果が正常な生化学・血液・脳波所見、付随的な処方薬物等は省略して差し支えない。

コ 慎重を要する治療手段（例えば、電気けいれん療法、大量又は多剤の薬物療法等）をとった場合、当該手段を必要とする理由について記載すること。

サ 入院形態及び処遇に関する事柄について、精神医学的見解及び関連する法の趣旨を踏まえて記載すること。入院によって得られた成果、その限界等について言及することが望ましい。

シ 退院又は他の入院形態に変更した場合は、その理由及びそれ以後の治療方針についても記載すること。また、退院後又は担当終了後に知り得た事柄及

び予後についての考察も可能な限り記載することが望ましい。

ス 退院後に外来治療を行った症例（外来移行症例）でない場合も、評価基準上、外来移行症例に要求されている、退院後の保健福祉等の支援や関係機関との連携に関する検討・評価を伴う対応を、入院期間中に申請者自らが行った場合は、表紙「⑩退院後の外来支援」が行われたものとして、実際の対応を具体的に記載することが望ましい。

なお、外来移行症例として提出できるものは、退院後の通院による治療についても、申請者が引き続き自ら担当として行ったものに限られる。この場合、評価基準上、外来移行症例に要求されている、退院後の保健福祉等の支援や関係機関との連携に関する検討・評価を伴う対応について、表紙「⑩退院後の外来支援」を含め、実際の対応を具体的に記載すること。

(3) その他

次の症例については、次の点を記載することが望ましい。

ア 症状性を含む器質性精神障害 原疾患とその経過、他科等における診療歴及び必要な身体的所見。なお、老年期認知症については、病前の社会歴、家族・親族の状況及び必要な身体的所見。

イ 精神作用物質使用による精神及び行動の障害 依存形成の経過及び必要な身体的所見

ウ 児童・思春期症例 生育歴、家庭内人間関係、学校等における状況、思春期特有の心理及び発達の観点。1 (3) アに示しているとおり、例えば、児童・思春期における統合失調症、気分（感情）障害等の症例を、児童・思春期精神障害の症例として提出することは可能であるが、その場合には、これらの疾患の一般的記述を行うだけでは不十分であり、当該症例における思春期特有の心性・家庭内人間関係、学校等における問題点、発達過程での特記事項等を、個々のケースに即して記載すること。

3 法制度を踏まえたレポートとしての留意事項について

(1) 措置入院

措置入院に関する診断書を必ず参照し、事務取扱要領別添様式3-1（ケースレポート）に即して、【関係法規に定める手続きへの対応】のチェック欄及び記載欄並びに本文に正確に記載すること。記載に当たっては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）上の用語を正確に用いること。なお、解除の見込み、解除時の状態及び解除後の処遇形態についても記載することが望ましい。

(2) 医療保護入院

事務取扱要領別添様式3-1（ケースレポート）に即して、【関係法規に定める手続きへの対応】のチェック欄及び記載欄並びに本文に正確に記載すること。同意を得た者を必ず明記するとともに、医療保護入院の要件を示すため、入院しない場合に予想される問題点、同意についての判断能力又は現症上の問題点、任意入院に変更する見込み及び推定される入院期間についても必要に応じて記載することが望ましい。

① 平成26年 3 月31日以前に入院した症例を選択する場合

医療保護入院のレポートとして認められるのは、経過中に平成25年改正前の法第33条第 1 項による医療保護入院がなされた症例のみである。

任意入院、措置入院等から医療保護入院に変更された場合、その理由とともに同意を得た保護者についても必ず記載すること。

② 平成26年 4 月 1 日以後に入院した症例を選択する場合

医療保護入院のレポートとして認められるのは、経過中に法第33条第 1 項又は第 3 項による医療保護入院がなされた症例のみである。

任意入院、措置入院等から医療保護入院に変更された場合、その理由とともに同意者についても必ず記載すること。

(3) その他

次の場合には、次の点について申請者が法制度を理解していることが明瞭となるよう記載すること。

ア 隔離又は身体的拘束が行われた場合 その理由、期間、告知の際の状況

イ 入院時の告知に際し、特記すべきことがあった場合 直ちに告知を行うことができなかった場合の理由、その後の対応

ウ 法第38条の 4 に基づく退院等の請求があった場合 請求の内容、病院における対応の状況

4 レポート提出に際しての留意事項について

(1) 事務取扱要領別添様式3-1（ケースレポート）の【関係法規に定める手続きへの対応】については、「＜措置入院＞」、「＜医療保護入院＞」、「＜緊急措置入院又は応急入院＞」、「＜任意入院＞」、「＜行動制限＞」の項目に分かれているが、当該ケースレポートに関連の無い項目は削除して提出すること。なお、削除は上記項目の単位で行うこととし、項目内の各事項及び記載の一部のみの削除はしないこと。

(2) 事務取扱要領別添様式3-1（ケースレポート）の様式について、「＜入院時の状況＞」、「＜入院時経過＞」の項目にあらかじめ記載されている斜字体による注書き部分は、削除して提出すること。

以 上